

介護保険利用の流れ

介護保険について

▶ 介護保険とは

常に介護を必要としないが、家事や身支度など日常生活に不自由を感じている方や、寝たきり・認知症などにより常に介護が必要な方などが申請に基づき、要介護認定を受けると介護サービスや介護予防サービスなどが受けられます。

内容は、ヘルパーの派遣を利用するサービス、日帰りで通うサービス、施設入所サービス、福祉用具の貸与・購入、住宅改修などがあります。

加入対象者

▶ 第1号被保険者

65歳以上の方

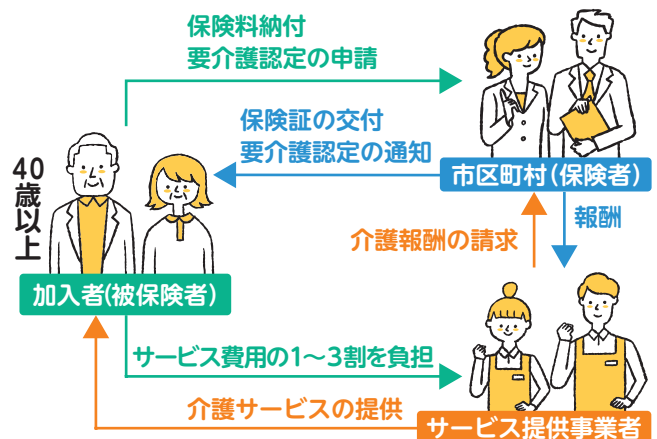
介護や支援が必要であると認定を受けた方は、介護保険のサービスが利用できます。

▶ 第2号被保険者

40～64歳の方で医療保険に加入している方

加齢が原因とされる特定の病気(特定疾病)により、介護や支援が必要であると認定を受けた場合に、介護保険のサービスが利用できます。

介護保険の仕組み



※介護保険の対象となる特定疾病16種類

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

広 告

事業所番号: 2761490214
株式会社看護リハビリサポートチーム

きらりリハビリ 訪問看護ステーション

医療や介護のお困りごとをサポート!
経験豊富な看護師とリハビリスタッフがご自宅に訪問!
24時間チームでお支えます!



- がん
- 認知症
- 小児
- リハビリ
- 障害
- 難病

お問い合わせはお気軽にこちらまで
フリーダイヤル 112-0120-14-4417
受付時間: 平日 9:00 ~ 18:00 (土日除く)
箕面市船場東 1-16-9-3 F



入居者とスタッフの笑顔あふれる
老人ホームをめざしています
入居相談お気軽に!!



万寿荘「れん」オープン

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
軽費老人ホーム 万寿荘

〒563-0023 池田市井口堂3丁目4番1号
☎072-761-6153 FAX 072-760-2049
▶▶受付時間9:15~17:00(年中無休)



介護保険の申し込みはどうするのか

▶ 申請

本人、家族または地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の代行により介護保険課に申請してください。

● 申請に必要なもの

① 介護保険要介護認定申請書

申請書などについては介護保険課または地域包括支援センターなどにあります。また、池田市ホームページからダウンロードも可能です。(申請書に、対象者の「主治医名記入欄」があります。事前に確認してください。)

② 介護保険被保険者証(65歳未満の方は医療保険に加入していることが分かるもの(マイナポータルの資格情報画面、資格確認書等))

▶ 調査

● 認定調査

池田市の職員または市が委託した居宅介護支援事業所などの調査員が自宅や入所先などへ訪問し、日常の生活動作、心身の状況などの調査を行います。

● 主治医意見書

主治医が病気などの症状をまとめた意見書を作成します。この意見書は市から直接主治医に依頼します。本人の普段の状況について『主治医意見書問診票』に記入し、診察等の際に主治医へお渡しください。(入院中などで主治医が問診票の内容について把握している場合は必要ありません。)

▶ 審査判定

認定調査の結果と主治医意見書などを基に、「介護認定審査会」で介護の必要性や程度に応じて8段階(非該当(自立)、要支援1・2、要介護1～5)に審査判定します。

※認定結果に不服がある場合には、通知を受け取った日の翌日から3ヶ月以内に大阪府の介護保険審査会に申し立てができます。

広 告

介護タクシー



グルック・タクシー
福祉輸送車両【限定】

通院やお出かけ等何でもご相談下さい。

対 応

リクライニング車いす

車いす ストレッチャー

TEL 072-737-8717

株式会社シュピーレン 箕面市牧落3-2-15 ポプラハウス 101号



↓

▶ 認定

区分	状態のめやす	サービス
非該当 (自立)	要支援状態・要介護状態のいずれにも該当しないと認められたとき。	一般介護予防 (介護予防教室等)
要支援1	食事、排泄はほとんど自分でできるが、掃除などの身の回りの世話に介助が必要。	介護予防サービス 及びサービス・ 活動事業※
要支援2	食事、排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの世話に一部介助が必要など。	
要介護1	食事、排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの世話に一部介助が必要など(予防給付の適切な利用が困難な方)。	介護サービス
要介護2	食事、排泄に何らかの介助を必要とし、身の回りの世話全般に介助が必要など。	
要介護3	排泄や身の回りの世話、立ち上がりなどが自分でできないなど。	
要介護4	排泄や身の回りの世話、立ち上がり、歩行などがほとんど自分でできない。問題行動有りなど。	
要介護5	食事、排泄、身の回りの世話、立ち上がりや歩行などがほとんどできない。問題行動有りなど。	

※「要支援の状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと」を目的としていますので、本人の出来ることはできるだけ本人に行ってもらい、日常生活の活性化を図ります。

▶ 介護サービス計画(ケアプラン)の作成

● 要支援1・2と認定された方

介護予防サービス及びサービス・活動事業を利用できます。サービスの利用を希望される方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへケアプランの作成を依頼してください。担当の地域包括支援センターについては、認定の結果通知に資料を同封しています。

● 要介護1～5と認定された方

介護サービスを利用できます。介護サービスの利用を希望される方は、居宅介護支援事業所のいずれかへケアプランの作成を依頼してください。市内の居宅介護支援事業所の一覧表は、認定の結果通知に同封しています。

● 手続きの方法

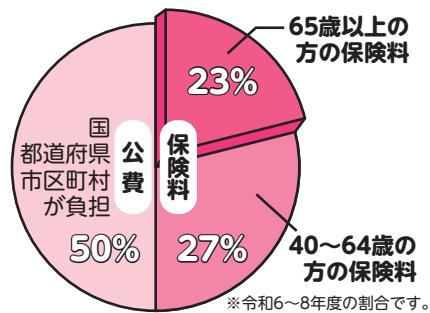
担当の地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所を選び、介護保険被保険者証を添えて、直接申し込みをしてください。ケアプラン作成費用の利用者負担はありません。

▶ サービスの利用開始

サービスを利用した際に、サービス提供事業者に対してサービス費用の1～3割を支払います。(保険料の未納があると、一部サービスを除き給付を制限されることがあります。)

介護保険料について

介護保険制度は介護が必要になった高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護や支援が必要になったとき安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。



65歳以上の方の保険料の納め方

特別徴収

(年金が年額18万円以上の方) 年金からあらかじめ差し引かれます。(年金天引き)
●「年金」とは老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を指します。

仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定するまでは、前年度保険料額をもとに算定された額を納めます。			確定した保険料年額から、仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます。		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

次のような場合は、
一時的に普通徴収となります

- 前年度2月以降に65歳になった
- ほかの市区町村から転入した
- 修正申告などにより保険料が変更になったなど

※仮徴収と本徴収で年金からの天引き額に大きな差異がある場合は8月分の仮徴収額を変更し、調整を行う場合があります。

普通徴収

納付書または口座振替で納めます。

※特別徴収・普通徴収は自分で選ぶことができません。

脳トレ

間違い探しにチャレンジ ～春編～ 間違いを5つ探そう



40歳から64歳(第2号被保険者)の方の保険料

▶ 国民健康保険に加入している方

世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて世帯ごとに決まります。

▶ 職場の健康保険に加入している方

加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

● 保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分が支払われる形となります。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると

利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。





あん訪問看護ステーション

あん訪問介護ステーション

3つのサポート体制で、暮らしを豊かにします。

訪問看護

ご自宅で医療が必要な方



訪問介護

高齢や障害でサポートが必要な方



相談支援

相談支援員をお探しの方



あんグループでは、池田市・箕面市を中心に高齢者や障がいをお持ちの方に、看護師やリハビリ、ヘルパーのサービスを行っております。また、介護タクシーや相談支援、放課後デイなどもあり、大人から子供までトータルケアが可能です。お気軽にご相談下さい

阪急箕面線牧落駅から徒歩5分(距離400m)
ブルーとピンクの看板が目印



カフェスペースで相談に乗ってもらえます。冬は暖炉で暖かいおちつく空間です。



大阪府箕面市桜1-2-50

TEL.072-747-7818

HP



Instagram



利用者負担について

サービスの利用料は、本人の合計所得金額等に応じて費用の1～3割を利用者が負担します。

本人の 合計所得金額	年金収入＋その他の合計所得金額の合計額		負担割合
	世帯に65歳以上の方が1人	世帯に65歳以上の方が2人以上	
220万円以上	340万円以上	463万円以上	3割
	280万円以上340万円未満	346万円以上463万円未満	2割
	280万円未満	346万円未満	1割
160万円以上 220万円未満	280万円以上	346万円以上	2割
	280万円未満	346万円未満	1割
160万円未満	—		1割

※要介護認定を受けた方全員に、自己負担割合(1～3割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、住民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

利用者負担額の例

要介護1、利用者負担割合が1割の方が、月15万円分の介護サービスを利用した場合…



※利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

支給限度額(目安)

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

要介護 状態区分	居宅サービスの 支給限度額(1か月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは

65歳以上の方を対象に、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためにしている事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業には、要介護認定で要支援1・2の判定を受けた方や、事業対象者が利用できる「サービス・活動事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

サービス・活動事業

要支援1・2または事業対象者と認定され、生活機能の低下がみられる方は、訪問型サービスと通所型サービス、介護予防ケアマネジメントを利用することができます。

▶ 訪問型サービス

- 介護予防訪問介護(ホームヘルプ)に相当するサービス
- 短期的に集中して行う訪問による支援サービス(訪問型サービスC)

▶ 通所型サービス

- 介護予防通所介護(デイサービス)に相当するサービス
- 短期的に集中して行う通所による支援サービス(通所型サービスC)

▶ 介護予防ケアマネジメント

- 介護予防、自立支援を目的としたアセスメント(課題分析)、サービス計画の作成、モニタリングを行うサービス

短期集中予防サービス(短期集中リハビリ教室)

基本3ヶ月の通所(運動の教室)とリハビリテーション専門職が日常生活などのアドバイスを自宅にて行う訪問を組み合わせたサービスです。参加者の目標に合わせて通所と訪問を一体的に行います。

対象者

▶ 要支援1・2、事業対象者

※リハビリテーション専門職によるサービスや予防通所介護に相当する通所型サービスを利用している場合は対象となりません。

訪問

理学療法士または作業療法士が自宅へ訪問します。

通所の前後及び通所中に、毎月1回自宅へ訪問します。

通所(教室)

- 曜日・時間 火曜日、金曜日の午前中(2回/週、基本3ヶ月)
- 場 所 保健福祉総合センター
- 費 用 2,000円/月

申し込み

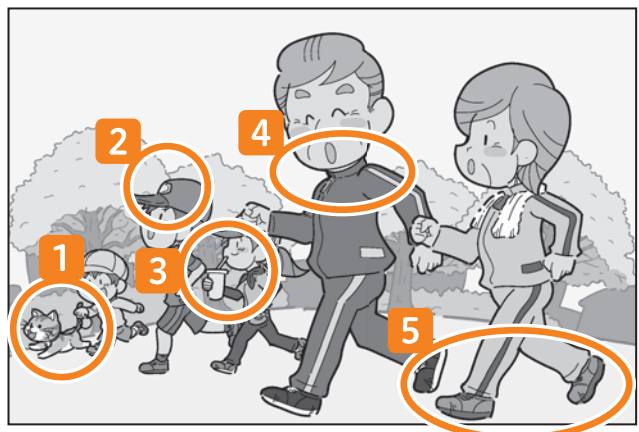
担当介護支援専門員(ケアマネジャー)または地域包括支援センターに相談してください。



こたえ

間違い探しにチャレンジ～春編～

- 1 散歩中のペットが変わっている
- 2 帽子にエンブレムが付いている
- 3 ドリンクを飲んでいる
- 4 タオルが無くなっている
- 5 靴の色が変わっている



一般介護予防事業

お問い合わせ 地域支援課(市役所2階6番窓口) ☎752-1111(内線380・381)

65歳以上の方を対象に、要介護(支援)状態になることの予防や悪化の軽減、防止を目的に行う事業です。

介護予防教室

▶ ふくまる元気アップ教室

運動を中心とし、栄養・口腔機能・認知症予防に関する講話・ミニ講話を取り入れた健康運動教室です。市内4箇所で開催しています。

▶ 脳トレエクササイズ

認知症予防の教室です。脳を活性化させる運動を認知症についてのミニ講話を交えながら行う教室です。

※ふくまる元気アップ教室と脳トレエクササイズや通所介護(通所型サービスを含む)・通所リハ(予防通所リハを含む)との同時参加はできません。

介護予防講座

栄養・口腔機能・認知症予防についての講演会、調理実習を実施しています。

介護予防教室・講座の開催日程や開催場所は市の広報誌などにてお知らせします。

出前講座

地域高齢者の集いなどに出向き、介護予防(口腔・栄養・転倒予防など)に関する講義や体操などを実施します。

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組(高齢者の機能維持、自立支援の強化)を推進する事業です。

リハビリテーション専門職や管理栄養士が地域包括支援センター職員、介護支援専門員にアドバイスします。

※対象となるのは、要支援1・2、事業対象者、要介護1・2の方を支援する地域包括支援センター職員、介護支援専門員です。

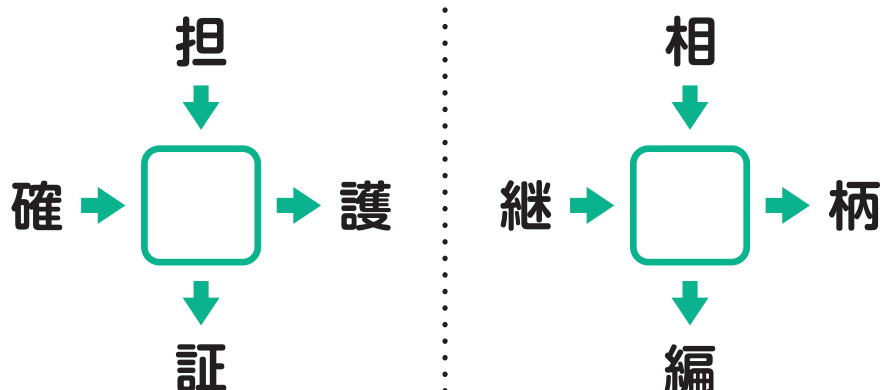
- その他、医師や薬剤師による健康相談を実施しています。
- 今後、地域住民のみなさんが主役になって取り組む介護予防活動(通いの場やボランティア活動など)を育て、支援していきます。



二字熟語
穴埋め

にチャレンジ

□に漢字を1文字入れて
4つの熟語を作ろう



「確」「相」「柄」「証」

介護サービスなどの利用手順

相談

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターでサービス利用の目的や希望するサービスを相談します。

一般介護予防事業への
参加を希望

サービス・活動事業の
利用を希望

要介護認定が必要な
サービスを希望

基本チェックリスト

質問項目の内容から日常生活に必要な生活機能が低下していないか、また社会参加の有無等を確認し、事業対象者に該当するかどうかを判定します。

非該当

該当

認定期間
更新時

要介護(要支援)認定の申請

要介護(要支援)認定
認定調査～判定

認定

非該当

事業対象者

要支援1・2の方

要介護1～5の方

サービス・活動事業

介護予防サービス

介護サービス

一般介護予防事業(65歳以上の方が利用できます)

介護保険利用の流れ

- 「サービス・活動事業」「一般介護予防事業」の詳細については、地域支援課(☎072-754-6288)までお問い合わせください。

広 告

持ち家の売却や賃貸のご相談は ピタットハウス・ニチレクにお任せ下さい!

ハウスリースバックとは?

お住まいの住宅を売却して、現金を一括で受け取った後もそのまま住み続けることができる安心の制度です。

老後資金の確保や生活の安定を目指す方におすすめ!

持ち家住宅の賃貸とは?

ご自宅を賃貸物件として活用し、以下の目的に役立てられます。

- 固定資産税や修繕費用の積立
- 解体費用の積立
- 生活資金のサポート

※ご自身のライフプランに合わせた柔軟な資産活用が可能です。

定期借地権とは?

一定期間の契約を前提とした賃貸契約です。(例: 3年後に売却予定がある場合など)

将来の計画に合わせた賢い不動産活用が可能になります。



ピタットハウス池田店
株式会社ニチレク



☎ 072-737-5239
池田市菅原町11-9

ケアプラン作成からサービス利用まで

要介護1～5 と認定された方

在宅で
サービス
を利用したい

居宅介護支援事業所に ケアプランの作成を依頼

- 居宅介護支援事業所を選び、連絡します。
- 担当のケアマネジャーが決まります。

施設に
入所して
サービス
を利用したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設へ
直接申し込みます。

要支援1・2 と認定された方

地域包括支援センター・ 介護予防支援事業所に ケアプランの作成を依頼

- 心身の状態や環境、生活歴などから、課題を分析します。
- お住まいの地域によって担当の地域包括支援センターが決まっています。
(4ページ参照)

ケアプランの作成

本人や家族とサービス担当者を含めて目標を達成するための具体策、利用サービスなどの支援メニューを決定します。

広 告

愛・らぶ・優 あなたらしさのお手伝い

特別養護老人ホーム ハートフル ふしお ハートフル ふしお紅葉館

- ◇ハートフルふしおデイサービスセンター
- ◇ハートフルふしおホームヘルプステーション
- ◇ハートフルふしおケアプランセンター
- ◇池田市伏尾地域包括支援センター



〒563-0011 池田市伏尾町12-1

TEL 072-754-2901

ハートフルふしお



特別養護老人ホーム ハートフル こうだ

◇ハートフルこうだショートステイ



〒563-0043 池田市神田2-6-7

TEL 072-750-0810

ハートフルこうだ



社会福祉法人 大協会

<https://www.daikyokai.or.jp>



介護サービス・介護予防サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに依頼し、介護(予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいてサービスを利用します。

ケアプランの作成

- 計画の原案の作成
- サービスの担当者との話し合い
- ケアプランを作成

ケアマネジャーと面接して生活上の課題等を把握し、サービス利用の原案を作ったあと、家族やサービス事業所と、原案について検討します。サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランが作成され、同意により完成します。

サービス事業所と契約

在宅サービスの利用開始

ケアプランに基づいて**居宅サービス**を利用します。

20ページ～

ケアプランの作成

施設のケアマネジャーが本人にあったケアプランを作成します。

施設

サービスの利用開始

ケアプランに基づいて**施設サービス**を利用します。

55ページ～

サービス事業所と契約

介護予防サービスの利用開始

ケアプランにそって**介護予防サービス** 20ページ～
及び**サービス・活動事業** 10ページ～ を利用します。

サービス・活動事業の利用開始

ケアプランにそって**サービス・活動事業** 10ページ～ を利用します。

要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です

▶ 要介護・要支援の認定には有効期間があります。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。

更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

Q なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか？

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。



公衆衛生の豆知識



正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。・時計や指輪は外しておきましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

2



手の甲をのばすようにこすります

3



指先・爪の間を念入りにこすります

4



指の間を洗います

5



親指と手のひらをねじり洗います

6



手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

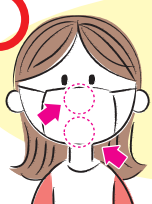
咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

3つの咳エチケット せき 電車や職場、学校など人が集まる場所でやる

○



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

○



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

○



袖で口・鼻を覆う

×



何もせずに咳やくしゃみをする

×



咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用

マスクの着用は個人の判断が基本となります。

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う